

医療費のこと

障がいや病気によっては高額な医療費がかかる場合があります。お子さんにかかる医療費を支援する制度をご活用ください。

※医療費の制度は優先となる順番に並べていますが、1つだけではなく複数の制度を、組み合わせて利用することができます。



小児慢性特定疾患医療

小児慢性特定疾患と診断された18歳未満のお子さん(ただし18歳を過ぎても引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満も対象とする)に、その小児慢性特定疾患の治療のための医療費を一部助成します。

※所得によって自己負担の上限額が異なります。

【対象となる小児世慢性疾患】 16疾患(788疾病)

- | | | |
|----------------------|-----------|------------|
| 1 悪性新生物 | 2 慢性腎疾患 | 3 慢性呼吸器疾患 |
| 4 慢性心疾患 | 5 内分泌疾患 | 6 膠原病 |
| 7 糖尿病 | 8 先天性代謝異常 | 9 血液疾患 |
| 10 免疫疾患 | 11 神経・筋疾患 | 12 慢性消化器疾患 |
| 13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | 14 皮膚疾患群 | |
| 15 骨系統疾患 | 16 脈管系疾患 | |

(注)各疾病には一定の対象基準があります。

※対象となる疾患名や詳しい内容については、下記のホームページをご参照ください。

小児慢性特定疾病情報センター 検索



特定医療費(指定難病)

令和3年11月1日から指定難病の対象が338疾患に拡大されました。医療費助成を受けるためには、「医療受給者証」が必要です。対象となる疾患と診断された場合は、診断書と必要書類を合わせて、都道府県窓口にて医療費助成の申請をしてください。

※申請の窓口は、都道府県によって異なります。くわしくは下記へお問い合わせください。

※対象となる疾患名や詳しい内容については、下記のホームページをご参照ください。

難病情報センター 検索



問い合わせ

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課

☎0948-21-4815 fax0948-24-0186

住宅の改修

日常生活がしやすいように、住宅の居室・浴室・トイレなどを改修する費用を助成します。助成する制度には、住宅改修(日常生活用具)と住宅改造(福岡県住みよか事業)の2種類があります。

※それぞれの制度に障がいの程度や所得に応じた制限があります。本人の状況に応じた制度をご案内しますので、事前に相談してください。

手続きは改修前に行ってください。

対象者	【住宅改修(日常生活用具)】 下肢または体幹機能で障がい者手帳1～3級をお持ちの方
	【住宅改造(福岡県住みよか事業)】 身体障がい者手帳1,2級もしくは療育手帳A判定の手帳をお持ちで、世帯全員が非課税の方
助成額	【住宅改修(日常生活用具)】 上限20万円
	【住宅改造(福岡県住みよか事業)】 上限30万円
費用負担	本人の負担は原則、費用の1割です。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 ☎ 0948-22-5500 (内線1156) fax 0948-21-6356

クローバープラザ

福岡県春日市原町3-1-7

☎ 092-584-1212

fax 092-584-1214



クローバープラザの敷地内に建てられた生涯あんしん住宅や2階の福祉用具展示コーナー(販売はしていないが値段が明記されている)を見学して、用具の購入の参考にしたり、改修のイメージが浮かんだという方もいらっしゃいます。

改修の内容について

具体的な改修例としては、廊下やトイレ、お風呂など必要とする場所に手すりを設置する、車いすでも出入りしやすいようドアを引き戸に取り替える、スロープや上がりかまちを設置するなど、さまざまです。

本人の身体や住まいの状況に合わせて、専門の方の意見を聞きながら内容を決めましょう。

